

平成28年熊本地震災害義援金 申請書

平成30年1月4日現在

熊本市長宛

※以下、2重線の枠内に御記入ください。

(受付)

平成		年	月	日
(フリガナ)		()		
申請者氏名				印
現住所 〒				
生年月日		T・S・H	年	月 日
連絡先(電話番号)				
り災証明番号	熊本災証第		号	

私は、平成28年熊本地震災害義援金の受け取りについて、裏面の確認事項全てに同意のうえ、下記のとおり申請します。なお、請求については、復興総室副室長へ一任します。

記

1. 平成28年熊本地震災害義援金(内訳)

災害義援金の対象及び申請者は、災害弔慰金・災害障害見舞金・災害見舞金の対象及び申請者と同一となります。
申請にあたっては、1つの申請区分に対して1枚の申請書が必要です。(重傷者・全壊の両方で申請の場合、2枚必要)

申請区分 (該当するものに○)	被害区分	対象者及び申請者
人的被害	死亡者	※災害弔慰金において、死亡者(関連死を含む)と認定された方が対象となります。 また、申請者も災害弔慰金と同一となります。
	重傷者	※災害障害見舞金又は災害見舞金において、対象と認定された方が対象となります。 (医師の診断により、地震で1月以上の治療が必要な負傷をされた方) また、申請者も災害障害見舞金又は災害見舞金と同一となります。
住家被害	全壊	※災害見舞金において、支給対象と認定された世帯が対象となります。 (り災証明書にて、全壊・大規模半壊・半壊である世帯) また、申請者も災害見舞金と同一となります。
	大規模半壊	※大規模半壊・半壊の解体世帯については、被災者生活再建支援制度の基礎支援金の支給決定を確認した上で対象者の決定を行います。すでに大規模半壊・半壊として義援金申請済みの場合、改めて義援金の申請をする必要はありません。(ただし、解体世帯として基礎支援金の申請・受給していることが必要です。)
	半壊	
	敷地被害による解体	※被災者生活再建支援制度の基礎支援金申請において、支給対象と認定された世帯が対象となります。この場合、敷地被害による解体世帯としての義援金申請が必要です。

2. 災害弔慰金、災害障害見舞金又は災害見舞金の申請状況の確認

当てはまるもののチェック欄にチェック(☒)を入れてください。

			申請者 チェック欄	市確認 管理番号
被害区分	死亡者	すでに <u>災害弔慰金</u> を請求済み(又は義援金と同時申請)	☐ 請求済	
	重傷者	すでに <u>災害障害見舞金</u> 又は <u>災害見舞金</u> を請求済み(又は義援金と同時申請)	☐ 請求済	
	全壊・大規模半壊・半壊	すでに <u>災害見舞金</u> を請求済み(又は義援金と同時申請)	☐ 請求済	

3. 振込先

義援金の振込先は、すでに請求済み(又は義援金と同時申請)の災害弔慰金、災害障害見舞金又は災害見舞金の振込先と同一の振込先とします。

※すでに災害義援金の申請がお済みの方は、追加配分に対する新たな申請は必要ありません。

確認事項

1. この申請は、世帯内で協議のうえ代表して申請するものであり、関係者間の調整は私が責任を持って行うこととし、熊本市は一切関与しないことに同意します。
2. 義援金配分事務のため、必要な範囲で私の住民情報等の個人情報を利用することに同意します。
3. 今後、追加配分があった場合、この口座に振り込むことに同意します。

注意事項

1. 災害弔慰金、災害障害見舞金、災害見舞金を申請済み（義援金と同時申請を含む）で、義援金と申請者が異なる場合は、義援金の支給ができませんので、同一申請者としてください。
2. 申請書の記載誤り等があった場合は、個別にご連絡させていただく場合があります。この場合、支給までに時間を要する又は支給できない場合がありますので、記載漏れや誤りが無いようご注意ください。
3. 義援金の申請受付後、審査のうえで支給を決定します。審査や県配分の状況により支給まで時間がかかる場合がありますので、予めご了承ください。
4. 支給に当たっては、決定通知書等は送付しません。指定の口座への振込みをもって、決定通知に代えさせていただきます。
5. 今後、追加配分があった場合は、決定済みの被害区分に応じた額を、追加で振込みますので、追加配分に対する新たな申請は必要ありません。（異なる被害区分の場合は、別途申請が必要です。）
6. 支給前に、世帯の全員が亡くなられた場合は、配分対象となりません。